

## コンベンションタクシーご利用のご案内

平成20年12月  
「ゆきみらい2009in高岡」実行委員会事務局

富山県では、県内で開催される学会や会議・大会等のコンベンションに参加するために富山県外から来県された方が、タクシーを利用して県内観光をしていただく場合に、その料金を半額とする制度（コンベンションタクシー助成施行事業）を実施しております。

つきましては、以下の事項をご一読のうえ、コンベンションタクシーの利用をご希望される場合には、下記の申込方法に基づき、お申し込みいただきますようお願いいたします。

### 対象となる方

○ 「ゆきみらい2009in高岡」の「ゆきみらいフォーラム」、「ゆきみらい研究発表会」に参加される方で、次の要件を全て満たす方（申請はお1人様1枚です。）

①富山県外から来県される方

②県内で宿泊される方

③参加申し込みの際に「半額利用券」の申請を行い、交付された方

※ コンベンションの開催地及び参加者の宿泊地に係る要件があります。

（次の各市での開催・宿泊が必要です。なお、コンベンション開催地・宿泊地が同一市である必要はありません。

富山市、高岡市、射水市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市

### コンベンションタクシーを利用されると・・・

○ 半額料金の場合、概ね次のような安価な県内観光が可能となります。

【例示】① 日本の朝日百選の水見海岸、日本の渚百選の雨晴海岸等周遊や高岡市内の観光地巡り（約3時間コース）が、約11,000円/1台

※ 上記は、高岡駅を起点に「中型車」を利用し、「時間制運賃」で周遊運行した場合の概ねの半額料金です。

※ 半額利用券をお持ちの方とお持ちでない方とのグループでのご利用が可能です。

※ 短時間の観光施設訪問にも半額でご利用いただけます。

○ 「おもてなし」や「観光ガイド」に関する「富山県観光ガイドドライバー養成講座」を受講したタクシー乗務員が、快適な観光をサポートします。

### 注意事項（次の事項にご留意ください）

○ 半額利用券には有効期間（参加されるコンベンションの初日の前日～終了日の翌日）があります。

○ 富山県外への移動や県外の観光地訪問を含む利用には、使用できません。

○ 有料道路や有料駐車場、観光地の入館料等の料金は、半額の対象となりません。実費の負担をお願いします。

## 半額利用券の申込方法

- コンベンションタクシー半額利用券をご希望される場合は、次の事項をご記入のうえ、「ゆきみらい2009in高岡」実行委員会事務局までお申し込みください。

1 利用希望者氏名	
2 住所・連絡先	
3 富山県での宿泊地・宿泊施設名	
4 コンベンションタクシー利用予定 (利用予定日、希望する観光地、利用 予定時間等)	(利用予定日)
	(訪問予定地)
	(利用時間)

※ 「コンベンションタクシー利用予定」は、お申し込み時点での計画について記入（実際の利用にあたっての変更は可能です。）して下さい。

- 半額利用券のお申し込み先  
「ゆきみらい2009in高岡」実行委員会事務局  
担当：大野

〒939-0192

富山県高岡市福岡町大滝12番地

高岡市建設部土木維持課内

TEL：0766-64-1453

FAX：0766-64-8012

メール：yukimirai@city.takaoka.lg.jp